

第 21 回「政策推進作業部会」議事概要

日 時 平成 27 年 4 月 24 日（金）12：55～15：10
場 所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委 員：常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、佐々木委員、佐藤委員、
篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：池田内閣審議官、内閣参事官ほか
傍 聴：法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省ほか

議 事

1. アイヌ遺骨について

(1) 国土交通省よりアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設について次のとおり説明

○ 前回の作業部会において、北海道アイヌ協会から慰霊及び管理のための施設に関する基本的な考え方が示されたことを受けて、国土交通省として整備する施設の概要について検討を進めている。遺骨の集約については、象徴空間の一般公開に先立ってできるだけ早期に行うとされているので、施設の工事期間なども念頭に置きながら、施設整備の考え方を示したい。

まず、施設の基本的なあり方について、アイヌの人々の遺骨等の集約・保管・返還のあり方については、さらなる議論が必要な論点もあるが、できるだけ早く遺骨等の適切な保管を実施するとともに、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図っていくことが重要である。そのため、施設については、アイヌ遺骨等を適切に保管することを可能とした施設とする必要であると考えている。

次に、施設におけるアイヌ遺骨等の保管機能のあり方について、施設の外観については、北海道アイヌ協会から建築物の上に土盛りをするという考えが示されており、土で覆うことが技術的な観点から可能かどうかという点については、さらに検討を深めていく必要があるが、要望を尊重し、土盛りまたは土盛りしたような外観とする方向で検討していきたい。

次に、集約される遺骨等について、北海道アイヌ協会から、短期間で著しく現状を損なうことがないよう最適な温湿度を保持するべきという考えが示されているので、今後の返還や研究の可能性にも考慮して最適な温湿度が保たれた状態で保管することとしたいと考えている。

次に、副葬品について、副葬品は遺骨と帰趨を共にするという原則のもと、基本的にはもともと一緒に埋められていた遺骨と同室において保管することを原則として考えている。ただし、これにより、短期間で著しく現状を損なう可能性のあるもの、長さなどの理由から遺骨と同室における保管が困難なものなどについては、別室で保管したいと考えている。

また、北海道アイヌ協会から、災害への耐久性の確保や盗難等の被害の防止といった考えも示されていることから、こうした点も踏まえ遺骨等の厳重な保管のための措置を施設整備に反映したいと考えている。

これと関連して、施設への立ち入りは、原則として遺骨等の管理のための必要最低限のものに限ることを考えている。

(2) 事務局よりアイヌ遺骨等の集約・保管・返還のあり方について次のとおり説明

○ これまでの作業部会の議論を踏まえたアイヌ政策推進会議への検討状況報告の素案について説明する。

「1. これまでの経緯」として、部会での検討経過や昨年の閣議決定といった経過に触れた上で、今後の検討課題を整理するとともに、さらに必要な論点を補完するという部会報告の趣旨をここで明らかにする。

「2. アイヌ遺骨の集約・保管・返還のあり方」の「総論」として、遺骨等については、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るため、まずは象徴空間に集約することを第一とするとしている。事柄の性質上、関係者の中にはさまざまな意見があることから、こうした意見を丁寧に酌み取りながら閣議決定に従ってできるだけ早く適切に保管し、尊厳ある慰霊ができるような取り組みを推進していくことが第一である。

また、集約に当たっては、関係者の理解、協力を得ることが不可欠であるので、関係者の間で十分に話し合っ、意思の疎通を図りながら集約を行っていくということが重要であるとしている。

「集約のあり方」として、まず、集約の範囲は、現在、大学が保管しているアイヌ遺骨等を基本とする。博物館については、これから実施される調査の結果を受けて、その取り扱いについて改めて議論する。

遺骨等の集約に当たっては、閣議決定においては、集約は関係者の理解及び協力のもとで行うとされていることを踏まえて、大学が任意で提出するよう協力を求めていくこととする。法律などにより強制的に提出させるというものではなく、理解を得た上で行うということである。その際、大学から提出され象徴空間で保管することとなった後においても、返還の対象となり得ること、あるいは研究へ寄与する可能性があることに留意して、集約後における大学の関わり方を整理する必要がある。こういった論点を整理するとともに、実際の集約に当たっては根拠となるものが必要となるので、集約に応じる側、集約を行う側の間で契約を結んで、その関係性を明らかにするために大学が参考とすべきガイドラインや当事者間の関係性等を定めた契約のひな形を作成する必要があることを指摘している。

「保管のあり方」について、先ほど国土交通省の説明にもあったが、アイヌ遺骨等は最適な温湿度が保たれた状態で保管するという、保管する施設内への立ち入りは原則として管理のために必要最低限のものに限るべきであるとしている。

「慰霊のあり方」について、慰霊については、アイヌの人々の自主性に委ねることが基本になる。国としては、宗教的中立性ということに鑑みる必要があるとともに、閣議決定においても、「アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図る」とされていることを踏まえ、アイヌの人々の中でよく議論して決めていただく必要がある。

「調査及び研究のあり方」について、アイヌ遺骨の個人特定及び個体特定のための調査に関して、DNA鑑定等の科学的手法による特定の可能性や実効性についての検討を深めるとしている。このことについては、科学的手法による可能性や実効性について、文部科学省で今年度予算計上されている調査の中で検討されることとなっているので、その結果を踏まえて特定作業の具体的な内容やその作業に関する役割分担といった議論をこれから深めていく必要がある。

アイヌ遺骨等の調査・研究のあり方については、アイヌの人々と研究者との緊密な連携のもとでの検討を促進するとしている。検討の進め方については、前回の部会において、文部科学省から説明があった内容をここに反映している。

「返還のあり方」について、従来から検討してきたとおり返還は現行法令に基づき祭祀承継者たる個人に返還することを第一としつつ、個人に返還できない場合における地域への返還についての検討することとしている。個人が特定された遺骨等については、その返還手続きに関するガイドラインが昨年出されており、先に説明したDNA鑑定の調査等の検討も進めた上で今後実施していくこととなるが、それ以外の遺骨については、地域意見交換会においても地域への返還を希望するという意見もあったことから、返還の対象となる方は誰かということの特定やその正当性の基礎となる地域内のコンセンサスの形成方法などの地域の受入体制といった論点を整理した上で、具体的にどういう条件を満たす必要があるのか等を検討していく必要があると考える。

この検討結果についても、ガイドラインといった形でまとめ、また、返還に当たって当事者間で一定の契約を結んだ上で地域返還する必要があるかどうかと思うので、こうした契約のひな形の案をつくる必要があると考える。

地域返還後に、返還された遺骨の帰属をめぐる事後的に争いが生じた場合は、その当事者間の解決に委ねざるを得ないが、地域返還に関する制度設計に当たっては、そういったリスクをできる限り減らすことによって、関係者の負担を減らしていくよう最大限配慮するとしている。

施設面の内容については遺骨等に関する集約・保管・返還のあり方を踏まえると、これから調査・研究のあり方については、関係者間でさらに議論を深めていくことが必要であるが、できるだけ早く適切な保管を実施し、尊厳ある慰霊の実現を図ることが重要であるので、遺骨等の慰霊及び管理のための施設は、当面、適切に保管することができる施設を整備するとしている。

なお、今後の対応のスケジュールについては、閣議決定において、集約は中核区域よりできる限り早期に行うとしているが、集約、保管、研究、返還などについては、それぞれ検討すべき課題がまだ多々残っているので、検討を進めながら結論を得た上で、関係する大学等への説明等や準備のための期間が必要と考えられ、また、施設整備についても、設置場所をしっかりと調査して決めた上で、今

後、用地取得や具体的な施設設計を経て工事を行うという期間が必要であると考えられる。

北海道アイヌ協会から提案があった施設に土を盛るということになると、かなり大規模な工事となることも考えられるので、こうした提案を反映するために必要となる工事期間など不確定要素が存在するため、できるだけ早期にという点について引き続き関係者の間で検討していきたい。

(3) 主な質疑応答

- 遺骨の話は、非常に複雑な点が多々あると思っているが、私から見るとこれまでの対応は縦割りに見える。私たちは、国は一体として見ているので、協力して取り組んでいただきたい。

遺骨については、余りにも悲惨であるため、隠しておきたいという過去もあるが、その過去を冷静に謙虚に振り返ることによってアイヌと和人の間に共通の理解が生まれると思っている。このことは各国も立法措置で対応しているなど大きな人権問題である。

死後の世界を敬い、再生への願望を持つということは、今も変わらないと思っている。亡き家族や同胞への深い思いをもって添えられた美的である翡翠、琥珀、管玉等々もばらばらになってしまっていることは、亡くなった人に強く促した美の世界、その力に守られつつ逝かせてやりたいという先人たちの深い思いが閉ざされてしまったということを理解していただきたい。また、こうした発掘は、昭和7年12月にアイヌ医学の研究を目的に文部科学省所管で創設された日本学術振興会により行われたことであることに対して、私は本当に心が痛む。

自然は再生を繰り返すようにアイヌの死生観も神々の世界と循環が基本であり、遺骨等の慰霊管理のための施設や周辺環境については、空、風、星、水、地に配慮した静謐な空間でその精神を重んずるようにしていただくことを願う。論理や合理では語り切れない人々の心の内面の作用を伴う場所であるから、人々が過去に真剣に向き合い、民族共生の誓いを新たにできるような、心血を注いだ歴史的な施設とすることが重要である。

民族共生の象徴としての歴史的意義を果たすため、みんなが集う場とするとともに、追悼を通して新しい人権文化を発信する場としていただきたい。

また、これは永久に続くことであるため、後世に伝える工夫や記録の保管、さらに、この場所を遠くからも確認できる工夫も必要である。

加えて、訪れる人が過去に真剣に向き合い、民族共生の思いを心にとめ、東西南北、過去と現在の心の対話に木霊（こだま）を感じ、響き合える広い土地空間を確保していただきたい。これには、北海道森町にあるストーンサークルなどが参考になると考えている。

アイヌと和人、歴史の中で光と影があろうが今の日本をつくってきたのだから、先人に感謝しながら、生きる知恵を歴史に学び、異文化と共生し文化交流により、人と人とのつながりを重視し、平和な社会建設への投資をお願いしたいと思っている。

国民の間で心を打たれたなどの声のあったパラオ島への慰霊訪問についての報道もあったが、私は国民の不幸を忘れて前に進むのではなくて、悲しみを大事にする社会でありたいと強く感じており、先祖を敬い、子孫につなげていくことが私の重大な役割であると考えている。

- アイヌ民族を先住民族と位置づけた上で、総合的政策を展開するということから国の政策が始まっている以上、個々の府省庁ではなく国が一体となってアイヌ民族に対する政策を行っていくことは基本中の基本であると考えている。
- アイヌが日本の先住民族であるという観点からというのであれば、いつまでも道内と道外のアイヌの格差がなくならないで平気であるというこの状態を一日も早く解消して欲しい。
また、施設の外観について、土盛りにして欲しいという提案であるが、これは古墳をイメージしたような形なのか、それとも本当にシンプルな男墓、女墓として、墓サイズの土盛りをイメージしているのかアイヌ協会に伺いたい。古墳のようにされるのは嫌だと思っている。
- 集約し慰霊するというのであれば、なるべく土に戻したいという基本的な意向は、皆共通だと思っている。何かを模してということではなく、遺骨等を地下に納めることを重視して考えたもので、昔の墓地になるべく近い形状として保管することが望ましいということでアイヌ協会の理事会で施設の希望について決定したところ。
- 地下建造物はどの程度の規模になるのか。また、今の説明のとおり土に戻すということであるならば、なぜ温湿度管理をする必要があるのか。

温湿度管理をするということは未来永劫そこに残すという意識があるとも考えられ、そうなると大

変な設備の施設をつくることになる。しかも北海道で年間を通じて温湿度を調整できるような建物は、北海道博物館を含めてまだ存在していないのではないかと。そういうことを考えていくと、このような快適な温度、湿度が保たれた状態の建物というのは本当につくることができるのか疑問である。

遺骨を納める箱の大きさ、少なくともそれが約千六百数十個分となると、これを納める大きな建物の上に土盛りをするのであれば、古墳規模の巨大なものになっていく可能性があるのではないかと。

また、アイヌ遺骨の保管のあり方について、研究へ寄与する可能性も考慮してという説明があったが、アイヌの方々からも批判がある研究という文言は避けるべきではないかと。アイヌの方々に返還するために行う頭骨と四肢骨の一体化の調査は進めなければならないと思うが、これは研究に寄与するという目的であってはならないと私は考えている。

○ 保管方法については、可能な限り遺骨と副葬品は一体化することを考えており、納める箱を北大で保管している木箱を一つの目安とするとそれ相応の規模の施設が必要になるのではないかと。

また、大学においては研究資料という位置づけもあるものを保管することになると最低限湿度や温度の管理を行う等々ということが必要になると考えており、重要な美術品等の保管方法を参考に現在検討しているところ。

なお、この前提が変われば費用や時間を相当程度減ずることはできるかもしれない。

○ 研究に関しては、前回の当作業部会において議論された調査・研究のあり方に対する基本的な考え方を踏襲しているものであり、この場で改めて議論するものではないと考える。

○ 保管にあたっての温湿度管理については、どのぐらいの幅で行うのかで話は全く違ってくる。遺骨の場合は、1度、2度での緻密さが必要という訳ではなく、温度では10度ぐらい、湿度も10%程度の上下があっても十分そのままの状態を保つことができるので、そういう条件であれば決して不可能ではないと考える。

また、研究については、これまでの何年にもわたる議論を踏まえるべきであると考えている。

○ アイヌ関係者と研究者の団体における研究のあり方に関する検討は、どのような場を考えているのか。

○ 前回の作業部会において、アイヌの方々と研究者の団体が自主的に研究のあり方を検討していくことが必要であるという文部科学省からの説明を念頭に置いたものである。これがどの段階で結論が出るのかは、今の段階では見通しの立つものではないが、集約の段階で研究者側からの任意提出に支障が生じないように、ある程度早い段階で合意なり基本的な考え方がまとまることを期待している。

ただし、そこは双方の考えがあり期限を区切って決めるという性質の事柄ではないと考えられるので、研究資料として性格が強いもののあり方の扱いについては、改めて問題になる可能性も残されることになると思う。

○ 特定の制度化された検討の場というものを想定しているわけではなくて、実質的にこういった検討が行われなければ、スムーズな集約が実現できないということを示したものであると理解する。

○ 人類学会と考古学協会だけということではないと思うが、研究者団体はどこまでの範囲を想定しているのか。

○ 参加したい方々は全てと考えている。

○ 研究者の団体は、基本的にボトムアップの組織であり、研究をしたい人が集まって組織されている。あくまでも研究者が主体であり、団体はそれに共同するような形でアイヌ関係者と話をするというようなイメージで捉えたほうが現実的だと思う。

○ 個々の研究者がアイヌ関係者と直接協議するというのも難しいので、間に立ってそれを取りまとめる組織が必要であるということではないかと。

○ 文化人類学からの意見聴取については、どのように整理されているのか。

○ 政府から検討の場につくべきであるなどと言う性質のものではないと考えている。

○ 人類学会と文化人類学会とは、かなり認識が違うと思う。

○ 遺骨そのものを研究対象としている分野と関連分野というところで一応の線を引いてこれまで対応してきていると思うが、その線の引き方が適切ではないという意見があれば、その点について検討しなければならないと考える。

○ アイヌの歴史的な時間軸を遺骨や副葬品を含めて整理してもらいたいと考えており、そうした観点

から文化人類学も入ってしかるべきである。

アイヌにとって副葬品がどうなっているのか等々は、非常に重要な問題だと思っている。

- アイヌ協会からもこのような要望があるということを踏まえて、文化人類学会への対応について事務局において検討していただきたいと思う。
- 研究者団体とアイヌ関係者における研究のあり方に関する検討には、道外のアイヌも参加することはできるのか。
 - 参加できるように関係者にはお願いしたいと思う。

2. 「民族共生の象徴となる空間」について

(1) 国立のアイヌ文化博物館（仮称）について

① 文化庁より博物館の建設位置について次のとおり説明

- 文化庁では、基本構想を踏まえた基本計画については、有識者による調査検討委員会でまとめた報告を3月に公表したところであり、現在、この報告に基づき施設の設計のもととなる基本計画を検討しているところだが、博物館の建設位置が問題となってきたところ。

東日本大震災の後、このような施設の整備に当たっては、液状化等のさまざまなリスク等を想定した上で安全性を確保することが求められている。

また、象徴空間の整備予定地であるポロト湖周辺は整備後は多くの来訪者が見込まれるとともに、博物館には民族文化財等の重要な収蔵物が納められるということになるが、低湿地となっている。

基本構想段階で博物館ゾーンとして想定されていた場所について、ボーリング調査で地層の調査の実施や地震、火山、天候といったさまざまな要因を総合的に検討した結果、幾つかの問題点が出てきた。

1点目は、液状化の危険性。これが一番大きな問題であると思う。

2点目は、液状化と関係するが、地盤改良の費用の格差。つまり、湖周辺であればこの場所であってもある程度の地盤の改良は必要となるが、改良のための費用は、地域、場所により格差が生じるということ。

3点目は、景観等への配慮。ポロト湖畔の森に囲まれた自然の中にコンクリートの巨大な建造物が建つことは周辺の環境にもそぐわないという点への配慮が必要である。

こういった点をより改善するため、基本構想の中央広場ゾーンに近いところの範囲に博物館を建設するという考えについて意見をいただきたいと考えており、意見を頂戴した上で最終的な博物館の建設位置を固めていきたいと考えている。

② 事務局より「民族共生の象徴となる空間」のゾーニングについて次のとおり説明

- 文化庁から説明のあった博物館の建設位置については、象徴空間基本構想に基づくゾーニングとの比較検討が必要であり、これから専門家の意見も頂きながら整理していく必要があると考えている。

事務局では、中央広場での施設配置、エントランスから博物館までの賑わいのある動線確保、公園管理事務所と博物館事務所の運用、工房群や伝統的コタンの配置、体験交流事業の実施、既存施設の活用といった各項目について、両案のメリット・デメリット等に関する検討を行っている。ただし、この検討内容については確定的なものではなく、これから専門家の意見もいただきながら整理していく性質のものである。

なお、先日、国が博物館予定地を変更する方針を固めたとの一部報道があったが、現時点でゾーニング変更の方針を固めたという事実はなく、関係者の検討に先立ってこのような報道がなされたことは、事務局としても遺憾である。今後、関係者のご意見を踏まえて調整を進めてまいりたい。

- 民族共生公園についても関係者の意見を聞きながら調整してまいりたい。
- 両案のメリット、デメリットについては関係省庁間での調整段階のものであり、現時点ではデメリットとして整理させている点についても改善の余地があるのではないかと考えている。

(2) アイヌの伝統等に関する体験交流等活動について

① 国土交通省より体験交流等活動基本計画の検討状況について次のとおり説明

- 民族共生の象徴となる空間において、各地域の取り組みと連携しつつ子供から大人まで国内外を問わず多くの方々がアイヌの世界観、自然観を学ぶことができるようなプログラムの基礎となる体験交流等活動基本計画をアイヌの方々の協力を得て策定するということにしており、今回は（一財）アイ

ヌ民族博物館の協力を得て、また、地域意見交換会に参加いただいたアイヌの方々あるいは実際に地域で取り組まれている方々からいただいた意見を踏まえて計画を取りまとめたところ。

まず、体験交流等活動プログラムに盛り込むべきアイヌ文化の取り組みの方向性については、6つの柱立てがある。

1点目は、アイヌ語、危機言語からの脱却としている。

2点目は、工芸。これは木彫、刺繍、織物などが含まれ、技術の伝承と創造。

3点目は、伝統的儀式。ここは地域アイデンティティの表現。

4点目は、舞踊、音楽、口承文芸。豊かな表現世界を体感する。

5点目は、伝統的生業。狩猟や漁労、採集、料理等、新たなフィールドとスローフード。

最後は、建築、チセなどをイメージしているが、アイヌ文化の地域性を表現する。

こういったアイヌ文化の取り組みの方向性を取りまとめたところであり、この方向性に基づき実現可能なプログラムのあり方について次の3点について検討が必要としている。

1点目は、プログラムの規模。2020年に一般公開に向けて当面の目標とする来場者数の提示が必要であること。

2点目は、人材の確保及び養成方策。これについては、研修の内容をより専門性を高めるなど発展的に改編する等の措置が必要である。これまでは伝統的生活空間の再生事業の中で実施しているが、研修内容の専門性をより高めるなど発展的に改編する等の措置が必要であること。

3点目は、体験交流等活動に必要な自然素材、これを確保するための方策。文化伝承・人材育成という観点では、できる限り自然空間における採取、捕獲、栽培等が望ましいが、一定のルールのもとに必要な自然素材を確保することができる仕組みを構築する必要があること。

これらの検討を進めるに当たって象徴空間、各地域と連携、役割分担の方向性、こういったこともあわせて検討していくことが必要であると考えている。

今後の検討により導き出された結果を具体化し、プログラム策定に向けてさらなる検討を進めてまいりたい。

- 前回の作業部会では、中核区域の整備あるいは管理に関して、博物館については基本計画の検討結果、公園については基本構想の策定作業の状況を報告したところであり、今回の調査の趣旨はこの施設を活用して具体的にどのような活動を展開するのかということである。

本調査は今年度も引き続き実施することとしており、先ほどの説明は1年目の検討結果である。今年度は、当作業部会で意見をいただきながらプログラムを策定してまいりたい。

なお、このプログラムについては、文部科学大臣と国土交通大臣で決定する象徴空間における業務執行と基本的な考え方を定めることとなる象徴空間に関しての基本計画の中の計画事項の主要な要素として反映されることとなる。

②主な質疑応答

- アイヌ語の危機言語からの脱却については、プログラムの構築に関して多様なアイヌの関係者間における十分な論議や合意が必要になると思うが、今後どのように検討していくのか。特に、博物館と体験交流との関係、また文化振興法などとの関係性をどのように整理するのかという点を説明願いたい。

- 象徴空間に関しての基本計画を作成するまでに、関係者間において必要な調整を図っていく必要があり、今後の検討事項であると考えている。

現時点では、体験交流等活動基本計画の策定業務において、受注者であるアイヌ民族博物館からこういった方向性の取り組みを考える必要があるのではないかという報告をいただいた段階である。

- 昨年の8月の人種差別撤廃委員会において、委員会の議長からユネスコの危機言語にアイヌ語が入っていることに対する日本政府の考えに関する発言があったがこのこととの関連はあるのか。

また、海外事例を参考とした言語の復興（テ・アタアランギ等）とは、どのようなことを想定しているのか。

- 今回の体験交流等活動基本計画の策定業務は、受注者であるアイヌ民族博物館の知見を踏まえるという観点から実施されたものであり、国連での議論等を踏まえて検討されたものではないと思われる。

- 言語復興に関する例として挙げられているテ・アタアランギとは、現在ニュージーランドなどで

行われているマオリ語の復興の具体的な方策の一つで、一定の成果を挙げていると言われているもの。直ちに象徴空間で取り上げるのに適したプログラムであるかどうかはさらに検討が必要と思われるが、アイヌ民族の言語復興にも参考になるのではないかとということで最近注目されている海外の事例である。

- アイヌ語に関しては、博物館の調査検討委員会でも議論されたが、アイヌ語には、白老、沙流、釧路、十勝、旭川などの方言があり、博物館における方言の扱いというのは大きな問題となる。今日は沙流の方言、明日は白老、明後日は十勝といった形がいいのか、それともアイヌ語の標準語化ができるのか。この問題は、例えば金成マツさんとか金田一先生が提唱した文字化されたアイヌ語を使うという考えもあり、実際にアイヌ語を使っているアイヌの人たちを含めたワーキンググループをつくってじっくりと5年あるいはそれ以上の時間をかけて検討していかなければ解決できないのではないかと思う。
- 今回の博物館は、外に対して発信する機能の他に、これまでの国立博物館が有していないと思われるアイヌ民族自身の担い手を育てていく機能を有し、その中核的な拠点としての役割を果たしていく必要があると思う。

今ご報告があった体験交流等の活動は、大きく分けるならば発信に関することだと思うが、もう一方のアイヌ民族自身の担い手を育てる点が未整理になっているのではないか。このことは体験交流という枠組みの中だけで考えると矮小化してしまうので、アイヌ民族の教育という大きな柱立てを行い、博物館の全体像についても議論を行っていただきたい。

- 博物館基本計画策定のための調査検討委員会報告においても、展示物等の管理、発信を担うキュレーター育成、あるいは後世に伝えていく継承者としての面からの人材育成についても博物館の事業としてやるべきであるとされているので、博物館基本計画に反映させ、象徴空間の中での全体像を示すことができるようにしていきたい。
- ここに書かれていることは全部とても大事なことなのでやって欲しいが、象徴空間だけでやればよく、それ以外ではやらなくてもいいという雰囲気にならないようにして欲しい。危機言語からの脱却も、この博物館だけで取り組めばいいという問題ではなく、国が責任を持って、この博物館に行けないアイヌも対象となるように考えて欲しい。また、アイヌ文化財団で実施しているアイヌに対するアイヌ語の勉強会の時間を増やすなど今よりもっと突っ込んだ取組を行っていただくなど象徴空間と並行した取組を行って欲しい。象徴空間のことだけを強調されると道外の立場からするとまた私たちは置き去りにされるのかという違和感を覚える。
日本の先住民族アイヌという観点からいくと、いつまでもいつまでも道内と道外の格差があり続けるのも不満で、また北海道の外にいてこういうものから遠ざかってしまうのではないかという危機感を道外のアイヌに与えないような配慮をお願いしたい。
- 道外及び道内の白老以外の地域における課題については、継続的に検討を進めていただきたいという事は繰り返し指摘したい。

3. 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の進捗状況について

(1) 厚生労働省よりアイヌの人々のための電話相談について次のとおり説明

- アイヌの人々に対する相談についての全国的見地からの施策の展開に関する調査研究事業の報告書の概要を説明する。

まず、事業の目的について、本事業はアイヌの人々が抱える人権に関する問題をはじめ、生活上の悩みなど、さまざまな困りごとに対する電話相談及び来訪による相談を試行的に実施し、その相談内容の分析・検証を行うことを通じて、今後のアイヌの人々に関する人権啓発及び生活向上に資することを目的として、公益財団法人人権教育啓発推進センターが実施主体として実施した。

実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日で調査研究事業として単年度事業となっている。なお、この事業は、25年度に半年間実施しているが、半年という期間では十分な情報量が得られなかったために、26年度において引き続き調査研究事業として実施したものである。

平成26年度においては、広報を十分行ったところであり、自治体のホームページ及び機関紙による周知、全国の都道府県、市町村、ハローワーク、社会福祉協議会など約2,000の機関に対してポスター4,000枚、チラシ6万2,000枚、カード6万2,000枚を配布するなど相当な周知広報を行った。また、全

国紙5紙及び地方紙など延べ83紙への広告掲載、全国の38のFMラジオ局においても周知広報を行った。ポスター、チラシで知った方が54%、新聞で知ったという方が23%という結果が出ており、広報については一定の効果があつたと評価されている。

相談体制について、フリーダイヤルによる全国を対象とした無料の電話相談、来訪による相談としていたが、来訪による相談は1件もなかった。相談員は、専門の相談員4名を配置して、うち2名はアイヌの相談員とした。

相談時間について、月曜日から土曜日の午前10時から午後5時とした。平成25年度は、日曜、祝日も電話相談を受け、また、平日は10時～20時まで、休日は18時までとしていたが、結果として17時以降、もしくは休日については、件数が相当数少なかったこともあり、26年度はこのようにしたところ。また、人員体制についても、常時2名体制から1名体制とした。

相談内容は、アイヌの人々の悩み全般であつた。

結果の概要について、相談件数は、2月28日までの11カ月の集計であるが426件であつた。

相談者の属性は次のとおりであつた。

居住地については、北海道から鹿児島まで22県の方々から相談があつた。一番多いのは北海道157件、次いで東京都129件となっており、1～2件と少数の県も相当数あつた。

性別は、男女とも5割であつた。

年齢層は、幅広い層からの相談があつたが、60歳代以上が約半数であつた。

相談内容は、非常に幅広い内容であつた。なお、複数回答としたので、件数は全体として延べ962件となっている。

具体的な相談事例については、暮らし向きについて、生活が苦しくて生活保護を受けている、お金が欲しいといった相談。次に、悩みについて、病気、また身体能力が低下して生活に支障を来している、毛深くて悩んでいる、日中話す相手がなくて寂しい、誰かに愚痴を聞いて欲しいといった相談があつた。

次に、教育関係について、アイヌの子供の支援を充実して欲しい、大学まで行かせて欲しい、アイヌ民族についての教育を幼児期から小中高でしっかり行うべきであるという相談があつた。

次に、政府等要望について、アイヌの年金が欲しい、象徴空間よりも生活支援が大事である、医療費の助成や免除、義務教育にアイヌの歴史を入れるべきといった相談があつた。アイヌに関する周知広報について、東京オリンピックでアイヌを紹介して欲しいという意見があつた。

次に、差別について、いじめがあり学校に行けない、アイヌとばかにされた、結婚で親族が反対しているという相談があつた。

その他、例えば札幌市議の発言に対する苦情があつたということも聞いている。

報告書では、この結果について、今回の相談でも先住民族としてのアイヌの人々が抱えている問題が明らかになった。相談にはアイヌの人々に対する差別及びその是正の必要性、アイヌ文化を守り続けることの困難性、アイヌの人々が直面している経済的困難性、国の施策によって失った土地に関する問題、遺骨の返還の問題などが寄せられた。これらはアイヌ民族が今日抱えている問題を浮き彫りにしているだけでなく、いずれも宣言で取り上げられている重要な権利に関する問題である。今回寄せられた相談は、相談者の個人的な問題もあつたが、相談者が先住民族アイヌとして直面しているさまざまな人権問題が明らかになされたとされている。

そして、結果を4つのポイントに分けて総括している。

1点目は、北海道外にも見られた相談ニーズということで、先ほど申し上げた全国22都道府県からの相談があつたこと。

2点目は、傾聴による孤独感の解消等の効果ということで、社会とのつながりを持つことができず、孤立感、孤独感を感じている人も一定程度存在することが明らかになり、本事業は社会とのつながりや同胞とのつながりを確保し、孤立感等を解消する上で効果があつたと報告されている。

3点目は、アイヌ文化・歴史、生活、人権など相談の内容は多様ということ。相談内容の主なものは先ほど申し上げたが、これは調査をする前提において、生活上の悩み相談がほとんどではないかと想定されていたが、文化・歴史、人権、差別も多く寄せられた。アイヌの文化に関する内容が約3割、身体に関する悩みが1割、暮らし向きに関するものも1割、アイヌ差別に関するものも1割という状況になっている。なお、相談件数は年間426件、1カ月当たり約40件で、1日当たりにすると約1.4件、

平成25年度は2件程度であった。

4点目は、相談手段としての電話の有効性ということで、今回日本全国から電話があったことを踏まえると、この電話相談は全国を網羅できる点で効果的な手段であり、また、匿名性が確保されるという点でも、アイヌの人々からすると相談しやすいというメリットがあったと考えられると報告されている。

(2) 主な質疑応答

- 今後はどうなるのか、アイヌの調査研究をしたという報告だけなのか。
 - 今回は調査研究事業として試行的に実施したもので、いろいろな悩みがあったという報告を受けたところ。今回の試行的な事業としては終了したということになる。今後については、別の話。
- いつもいつもアイヌは研究されるだけで終わるのか、今、生きているアイヌを研究しましたよ、こうでしたよだけで、そこから先は何も考えないということか。
- この事業そのものは調査研究事業で、それで一定の結果が出たわけだが、その結果の中で取りまとめられているように、相談手段としては電話の有効性が確認されたということでもあるので、有用性が確認された以上、それを踏まえて今後どのように展開されるのかということについての期待が関係者に生まれるのはある意味当然かと思う。
 - 今回の相談件数は一日あたり1.4件であったこと、相談内容も多岐にわたったということ踏まえ、対応すべき省庁もいろいろ多数にわたることから、アイヌ政策を統括するアイヌ総合政策室と連携して各省庁が知恵を出し合いながら進めるものと考えている。
- 先ほども委員から指摘があったように、アイヌ民族としては国と交渉しているということなので、厚生労働省の立場だけでなく、関係省庁を取りまとめるアイヌ総合政策室の立場もお持ちなので、積極的に省庁横断的に検討していただきたい。
- 前回も申し上げたが、生活や福祉の問題はもとより、文化とか政策にかかわる意見を把握する手段となり得るのではないかとということが改めてわかったので、ぜひとも続けていただきたいと思う。
- 調査研究事業ということで実施された結果の報告書ということだが、生きている人間の意見を集約していることに研究という言葉を使うのはいかがなものかと思う。
- せっかくこういう事業を行われて有効であるという結論が出た以上、ここで終わりということではなく、それを踏まえてさらに一歩先に進むような検討をぜひお願いしたいというのが当作業部会の総意ではないかと思う。

4. 国民理解を促進するための活動について

(1) 事務局よりイランカラブテ・キャンペーンの展開状況について次のとおり説明

- イランカラブテキャンペーンについては、民学官の連携により平成25年度から展開しているところであり、平成26年度は、観光を切り口とした取り組みを重点テーマとしてキャンペーンを展開しているので、その主な取り組みについて紹介する。

まず、おもてなしを行う側の取り組みとして、観光関連のセミナー、各種会議でのツール配布と啓発を行っている。特に、当作業部会の委員に講演していただいたり、ツアーコンダクターやバス添乗員に対する説明会を実施している。さらには、道内ホテルのスタッフが普及啓発ツールとして作成したキャンペーンのピンバッジ着用して啓発するなどしている。

航空会社の取り組みも紹介する。JALの取組として、機内誌の紙面において社長等によるキャンペーンの紹介、また、就航記念キャンペーンにイランカラブテを取り入れていただくなどしている。

また、ANAの取組として、宣伝広告物におけるロゴマークの掲示。

また、AIRDOの取組として、機内でキャンペーンPRムービーの放映、イランカラブテを取り入れた紙コップを機内で使用していただくなどしている。

普及啓発ツールについては、ピンバッジに加え、クリアファイル、また、子供への理解を図るために漫画リーフレットを作成し、啓発に取り組んでいるところ。

次にキャンペーンの関連イベントを紹介する。

まず、昨年9月25日～28日にかけて行われた全国47都道府県、世界150カ国以上が参加し世界最大級の旅の祭典と言われているツーリズムEXPOジャパンにおけるブース出展。これは、旅行業界関係者や一般来場者に対して、アイヌ文化やキャンペーンを紹介したり、あるいは二風谷アットゥシ・イタの

展示、カリブ投げ等のミニアトラクションを実施しアイヌ文化のPRを行ったところ。次に、昨年7月から9月にかけて札幌市において開催された札幌国際芸術祭2014において、その中のプログラムの一つとしてイランカラブテミュージックフェスティバルを実施した。

このキャンペーンは、推進母体だけでなく、サポーターという形でさまざまな企業に参画・賛同いただいている。3月10日現在では、団体で97、個人で71人の方がサポーターに登録していただいております。具体的な取組としては、サッポロビールではイランカラブテキャンペーンのロゴマークを配した製品を発売していただいている。

また、国立の日高青少年自然の家では、国立青少年教育振興機構が展開している「体験の風をおこそう」運動の応援団であるガチャピン・ムックとコラボレーションしたシールとバッチを制作してキャンペーンをPRされている。なお、これは日高青少年自然の家、白老町、平取町、釧路市、アイヌ民族博物館の連携による取組となっている。

イランカラブテキャンペーンの特設サイトのリニューアルも行った。この特設サイトは、キャンペーンの認知経路として重要な役割を担っているため、サポーター企業の活動状況についてもサイト内で積極的にPRできるようリニューアルを行った。

具体的な修正点は、おおむね1画面で構成がわかるようにトップページを修正した点、新たにサポーター企業が登録された際には新着情報欄にサポーター企業追加のメッセージを自動アップする機能の追加した点、また、地域のアイヌ文化関連施設を北海道地図の画像にリンクを張りつけ、わかりやすく紹介するようにした点となっている。

次に、昨年度の取組に対する調査を実施したのでその結果を報告する。昨年2月にインターネット調査として、道内主要都市の400名、首都圏の400名、計800名の方々を対象に調査を実施した。

調査項目は、アイヌの人々やアイヌ文化の認知と理解、イランカラブテキャンペーンの認知、イランカラブテキャンペーンサポーターの認知、参加意向、今後のイランカラブテキャンペーンの進め方とした。

結果は、まず、イランカラブテの認知度は昨年度と比較して増加していた。また、認知している方の半数以上は、1～2年以内に見聞きしたという回答であった。

次に、アイヌに関する認知経路は、北海道、首都圏ともに、体験であったり、史跡、名所、民芸品店等といった観光と回答された割合が高かった。

次に、キャンペーンの認知経路は、首都圏ではインターネット、ポスター、パンフレット、シールが高く、一方で、北海道ではテレビやラジオの報道番組、新聞記事の割合が高かった。

キャンペーンの存在は知っているが、目的の認識を知らない方がいまだに多く、アイヌ文化の理解促進、これからの北海道のおもてなしの言葉というキャンペーンの目的理解につながる取り組みも必要であるという意見も寄せられたところ。

この調査結果を踏まえた今年度の重点テーマの方向性としては、引き続き観光を切り口とした取り組みを展開することを考えている。観光分野においては、我が国ではインバウンド観光の伸びが大きいため、国内だけではなく、海外にも目を向けた取り組みを展開し、おもてなしに係る幅広い取り組みにアイヌ文化等への理解促進へとつなげていきたい。

また、認知経路として重要な役割を果たしているキャンペーン特設サイトの内容もさらに充実させていきたいと考えている。

また、あわせて効果的にメディアを活用した情報発信も検討していきたい。

(2) 主な質疑応答

- イランカラブテキャンペーンの大きな効果が浸透してきており、それについて新たな状況が生まれてきているので報告する。

アイヌ文化に根差した観光というものが大変地域に定着してきており、まず、1点目として、東北道の釧路、阿寒、摩周の観光圏が4月10日に観光庁から認定されたこと。その名称は、水のカムイ観光圏、「水のカムイと出会える旅へ」ということで、広域の中でアイヌ文化を前面に押し出して地域を盛り立てていこうという動きとなっている。

2点目として、阿寒湖温泉に大手ホテルチェーンのホテルが8月にオープンする予定だが、そのホテルの名称に「カムイ」というアイヌ語を使用するなどアイヌ文化をテーマにしたホテルづくりを大手ホテルチェーンが取り組み始めたということ。

3点目として、4月1日から阿寒湖温泉でまりも家族バスというコミュニティバスも兼ねた地域の周遊バスの運行が始まった。このバスの側面には、当部会の本田先生にも協力いただいてアイヌアートの作品を全国から集め、その中の特選及び準特選に選出されたアイヌアートを使っている。さらに、このバスの運営には、アイヌ工芸協同組合が関与しており、アイヌ工芸協同組合のメンバーが運転手となり、「イランカラプテ」というあいさつで乗客を迎えたり、アイヌ民話の小話をするというような取組が始まっている。まりも家族バスのテーマが、みな1つのまりも家族。これは和人もアイヌ民族もここに住む者も訪れる者もみんな1つのまりも家族ということがテーマでアイヌ民族と和人の共同の作業ということで1つのメッセージになっているかと思う。

同時に、まりも家族コインという地域通貨の発行も4月1日から開始されており、これを持って各商店に行くといろいろなサービスを受けられる。アイヌコタンの店舗の一つの事例としては、1日2回、時間を決めて、このコインを持ってきた方々にアイヌ民族の小話するというサービスを提供する店が出てきている。

次に、地域でまちづくりの景観改善支援事業というものも開始した。今回のケースではそれぞれが20万円出すと4倍の資金をつくるというもので、アイヌコタンの景観をもう一度文化に根差した美しいものにしていこうという事業である。この事業のルールは3つあり、天然素材を必ず使うということ、アイヌアートを取り入れること、スケッチなり図面をアイヌ工芸協同組合が認定することとなっている。この3つの条件を満たし応募した方に対しては、漏れなく支援することとしアイヌコタン全体の景観をつくり直していこうという取組である。

次に、文化庁の支援を受け、アイヌの人形劇の第2弾が5月2日から上映されることとなった。まだ土日祝日だけであるが、山本エカシ原作の「ちっちゃいカムイとゆっくりカムイ」がいよいよ始まる。

最後に、ウレシパモシリ北海道イランカラプテ像が札幌駅に設置され札幌駅の名物になっているが、この第2作の作品を藤戸竹喜先生に作成いただいたところ。この像もイランカラプテ像のように等身大の像であり、イランカラプテを象徴的にあらわすということで、女性が男性の胸のところに手をかざして、あなたの心にそっと触れさせてくださいということ象徴的にあらわした像でとてもすばらしい像である。これは5月12日に除幕式を阿寒湖で実施する予定となっており、藤戸先生のギャラリーに展示されることとなる。

- イランカラプテキャンペーンについて北海道では随分結果が出てきているとは思いますが、道外の和人には、アイヌという言葉は、昔、北海道にいた人でしょうということには知られていると思うが、今も生きたアイヌがいて、普通にあなたの隣で本州でも住んでいるという現実が知られていないというか、知らな過ぎるということがあり、これは日本の政府が率先して、日本の国にはこういうアイヌという先住民族がいるということをきちんと普及するべきである。北海道の中でイランカラプテキャンペーンが進んでいっているのと同じぐらいに、このことをもうちょっと頑張ってもらわないと、本当にびっくり仰天するくらいアイヌのことを知らない人に出会うことがある。
- イランカラプテキャンペーンでは、例えば観光というものを通じて、アイヌ民族の存在、あるいは文化の意義そのものを知らせることが、現代のアイヌ民族に対する認知につながっていくという考えだと思う。アイヌ民族が抱えている問題についての国民理解の促進をどうやって図っていくかは、従来から重大な課題であるので、イランカラプテキャンペーンを通じて、ポジティブなイメージを国民の中にまず持ってもらった上で、具体的な問題の検討につなげていこうという段階的な側面もあると思うので、継続的な取組に期待する。
- 委員の話聞いて非常に感動しているところであり、阿寒に見習っていろんなところでいろいろなことに取り組むことが必要だと思っている。地域がしっかりとまとまっており、阿寒はすばらしいと思う。カムイというアイヌ語は、JR北海道でも使っているなどアイヌ語がいろんなところで発信されていると思う。キャンペーンのサポーターも100以上という説明があり、この間始まったばかりの取組なのに本当に素晴らしいことだと思うし、取組を行っている方々に感謝することが大事だと思っている。今後とも北海道のおもてなしの言葉として全国的な展開を進めていって欲しいと思う。

ついこの間、北海道博物館も開館したが、従前の開拓記念館から北海道博物館に変わるまで、40年かかった。しかし、遅いとか早いとかではなく、未来に向けた位置づけが図られたということについて高橋知事にも感謝を申し上げた。

アイヌのこともアイヌ、ウタリ、アイヌ、ウタリと翻弄されてきたが、これがアイヌになるまで70年かかったが、これから先も皆さんの力を借りながら、アイヌのことを理解してもらい取組を進めていきたいと考えているので、国においては縦割りではなく一体としてやっていって欲しいというお願いをしたい。

5. その他

- 象徴空間の一体的運営に係る基本的な考え方について、北海道アイヌ協会として枠組みの考え方は基本的には理解しているが、民族共生の象徴となる空間がアイヌ民族の心のよりどころとして将来に向けたアイヌ文化の継承や新たな創造発展につながる文化の拠点となるか否かは、アイヌの人々の主体的参画を確保することにかかわっていると考える。このことは、一体的運営の主体的参画に関して、最も重要な観点だと考える。

有識者懇談会報告書にも「政策展開に当たっての基本的な理念の第1番目の項目、アイヌのアイデンティティの尊重にかかわるものであり、その個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、そのよりどころとなる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて先住民族としてのアイヌという集団を対象とする政策の必要性、合理性も認めなければならない」と記載されている。

また、対象となるアイヌの法人等の参画について、今後の具体的な政策推進については、活動実績等を持つアイヌ民族の団体等として、北海道アイヌ協会、作業部会でのヒアリングを実施したアイヌ民族博物館、そして、アイヌ文化保護の一つの組織であるアイヌ文化振興研究推進機構、イオル実施及び予定地区の推進母体も含まれると思うが、これらの協同と、それを継続的に担保する仕組みが必要である。

特に、運営協議会への北海道アイヌ協会の参画は当然のこととし、基本計画及び中間事業計画への参画、運営主体としての全道のアイヌ協会の参画とその期待を引き受けて貢献するつもりである。

北海道アイヌ民族古式舞踊連合保存会、こういう17団体の組織があるが、その親組織として任意団体ではあるが北海道アイヌ協会が組織設置以来、事務局の任を担ってきている。

主体的参画の一例として、最も重要なアイヌ民族の人々の主体参画を確保し、継続的な取り組みによってアイヌ文化の復興にかかわり合いを持ち、情報を共有しているとの実感が得られる明確な仕組みが必要であると考えます。

アイヌ民族みずからが運営する法人である北海道アイヌ協会が、アイヌ民族博物館をはじめとするアイヌ民族の関連団体の連合体として、例えば管理運営に関する意見の合意形成等を図るなどしてこれらを構成し、事業計画策定や、その実施に取り組むことは非常に重要なことであると考えます。これは、アイヌ民族全体の恒久的発展的参加の確保や、地域偏在の排除などが期待される。

全国を横断した1つのまとまりや合議体、連合体を形成する努力や声掛けも国と共同で取り組むことが非常に重要だと考えるので、強くこの点を要望したい。

- 今の委員の意見は当然のことだと思っている。
- アイヌの人々の主体的参画のあり方については、なお慎重かつ多角的に検討すべきものと考えます。
- 先ほどのアイヌ語の危機言語からの脱却について、アイヌ文化財団などでいま使っているアイヌ語の表記は、アイヌ協会が各地区の代表者を集めて、地区的な方言について自分たちがどのような表記を今まで使ってきたかということと言語学者と協同で検討し、それをフィードバックしてつくり上げたものだということをご皆さんに認識してもらいたい。

どこの地域をどのようなバランスで扱うのかということや復興していくための主体をきちんと担保するなどの組織横断的な工夫こそが求められていると思う。

- 主体性には責任も伴うので、その点も含めて検討する必要があると思う。
- 北海道アイヌ協会が関わるのはしかるべきことであり、アイヌ民族博物館もそう、アイヌ文化財団もそうだと思うが、これでいくと北海道だけで、道外のアイヌは排除されている。最後におまけのように全国を横断したということがあったが、道外のアイヌは排除されている印象しかなく、それですらしくお願いすると言われても、これは、はいとは認められない。

(以上)